

仕 様 書

件名 仙台市水道局本庁舎電力需給

仙台市水道局総務部財務課

## 1 概要

### (1) 対象施設及び需要場所

水道局本庁舎（事務棟及び附属棟） 仙台市太白区南大野田 29 番地の 1

### (2) 業種及び用途

官公署（水道施設）

### (3) 契約期間

令和 5 年 10 月 1 日 0 時 から 令和 8 年 9 月 30 日 24 時 まで（36 ヶ月間）

## 2 仕様

### (1) 電力供給条件

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧	6,600V
ウ 計量電圧	6,600V
エ 標準周波数	50Hz
オ 受電方式	1 回線受電
カ 設備容量	別紙「内訳書」のとおり
キ 常用自家発電設備	別紙「内訳書」のとおり
ク 非常用自家発電設備	別紙「内訳書」のとおり

### (2) 契約電力及び購入予定電力

#### ア 契約電力

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。

ただし、各月の契約電力は、その月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

#### イ 予定使用電力量

月別の予定使用電力量は、項 4 (2) による。

契約期間中における予定使用電力量を契約期間使用量とし、契約期間の実績使用量が契約期間使用量に達しない場合でも、料金の追加請求は行なわない。

#### ウ 力率

契約期間中の力率は、別紙「内訳書」のとおりとする。

### (3) 電力量の検針

ア 自動検針装置	水道局本庁舎	有り
イ 電力会社の検針方法	計量器との通信による把握または検針員による検針	

## ウ 計量器

一般送配電事業者が設置した電力量計

### (4) 需給地点

需要場所における，電力会社と当局電気設備との接続点とする。

### (5) 保安責任分界点

需要場所における構内引込第1柱に設けた区分開閉器の電源側接続点とする。

### (6) 財産分界点

保安責任分界点に同じである。

### (7) 計量場所

需要場所における構内引込第1柱とする。

## 3 その他

### (1) 計量器の設置費用及びその稼動に係る電気料金

計量器の設置，入替及びその他附帯装置の設置等に伴う費用は，既存設備の改修も含めすべて受注者の負担とする。また，計量器の稼動に伴う電気料金についても受注者の負担とする。

### (2) 計量器の設置等に要する保安員の立会いと費用

前項の計量器の設置等に際して，受注者は，局が別途発注する自家用電気工作物保安管理業務委託の受託者（一般財団法人東北電気保安協会宮城事業本部）の立会いを求め，作業を他の者に請負わせる場合には，責任の所在を明らかにしたうえで，計画及び施工が保安上支障のないことの確認を受けること。また，それらに伴う費用は，受注者の負担とする。

### (3) 余裕をもった電力供給体制の確保

受注者は，発電設備等に故障や障害が生じた場合においても対象施設に対する電力供給に支障の無いよう，余裕をもった電力の供給体制を確保すること。なお，これに伴う費用は，本契約に含むものとする。

### (4) 仕様書に定めのない事項

力率の変動，その他の要因による電気料金の調整，契約書及び仕様書に定めのないその他の供給条件については，発注者と受注者の協議により定める。

## 4 契約電力，実績使用電力量及び予定使用電力量

### (1) 契約電力（予定）

別紙「内訳書」のとおり

### (2) 実績使用電力量及び予定使用電力量

別紙「内訳書」のとおり

実績使用電力量を予定使用電力量とする。

実績使用電力量は、令和4年4月～12月、令和5年1月～3月の計量値による。

以上